

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和三十二年度に係る各種機関の定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第一号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十二年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十四年一月十九日

鳥取県監査委員

- |   |         |
|---|---------|
| 同 | 松本利治    |
| 同 | 萩原治郎    |
| 同 | 千代西尾二泰章 |
| 同 | 杉谷正雄    |

電	監査箇所	監査委員	執行年月日
管	松本利治	昭和三十三年十月	
道	萩原治郎	三十一日	
河	松本利治	同	十一月七日
砂	萩原治郎		
防	杉谷正雄		
港			
路			
理			
課			
課			
課			
課			

### 電気局

県営電気事業は、昭和二十六年幡郷発電所建設以来二十八年に小鹿第一、第二発電所の開発に着手し、この完成とともに三十二年七月地方公営企業法の適用を受けて独立機関として電気局が設置されている。

この事業の経営状況は、既に現地監査並びに諸表審査に際し意見を述べているとおり、いずれも運転開始以来順調な運営をみ、その経営状態は良好である。

なお、組織機構は、本局のほか、事業所を幡郷、小鹿第一、第二発電所に置き、職員は局長以下八七名である。また、第三建設地点として三十三年度から若桜町に春米

発電建設事務所を設け建設の歩を進めている。  
 管 理 課  
 一 公共土木施設災害復旧工事の実施状況は、左表のとおりであつて、本年度施行済を合せその進捗率は建設

省関係七九・九%、運輸省関係八八・六%で、全体を通じ八一・二%であるが、未だ残工事が二億余万円あり、このうちでも二八、二九年災害残工事が半数を占めているので、強力に国に要請し、的確な財源措置とともに、早期完工に努力されたい。

公共土木施設災害復旧工事実施状況

単位 千円

所管別	年災別	決定額	竣工額	三十二年度までの実施額	残工事額	進捗率	備考
建設省	二十五災	二五、三六二	五、四七九	二四、一七三	—	100.0%	
	二十六災	101、八六七	—	101、八六三	—	100.0%	
	二十七災	四四、二八二	—	四四、六六三	—	100.0%	
	二十八災	三二、三三七	一、八三三	二六、〇四一	五九、四六三	八・四	
	二十九災	六六、二七五	五、四四四	六八、二八八	二七、五二三	七・三	
	三十災	一七、二三七	三、三三	一一、五五九	五、三三七	六・五	
	三十一災	二四、八九三	九、七	二六、五九	七、一七	七・一	
	三十二災	九九、三三	—	九、五三六	八九、七四	九・六	
	計	九九九、八五	九、二四	七五九、八四〇	一九〇、八六一	七九・九	
	二十五災	六五、〇八	二、一八三	七三、九三	—	100.0%	

二 土木事業の推進にあたり、用地買収、物件移転補償等に相当の日時を要し事業執行上最大のあい路となつている。

また、買収した用地、公用廃止となつた土地等の登記事務が渋滞勝ちとなり、更に過去のものにあつては、大部分未整理のまま放置されている実情であるので、これらの一連する管理事務は本庁部内で統一処理することが考えられるので、慎重に検討されたい。

三 各土木出張所に対する予算の令達が著しく遅延し、事業執行上適切を欠く面が大であるので、早期令達に

つき配慮の要がある。

道 路 課

一 道路の整備は、本年度も引続き県の重点施策の一つとして取り上げられ、これが成果については、本年度決算審査意見書にも、説いているとおりであるが、なお、この改修状況は、道路改良率二一・六%（三十一年度全国平均二三・五%）舗装率四・六%（三十一年度全国平均六・九%）で、いずれも全国平均率を下廻つているので、更に整備促進につき努力を要望する。

運輸省	合 計	一、四、二一〇	二六、三三五	九四、二八	二〇、五〇七	八・三
二十六災	二、五八六	—	三、三三	二六、七七七	四、四四	八三・八
二十八災	二、五八六	—	一、二七	二〇、六六	三、四八	八五・六
二十九災	三、五三一	—	五、七六	一九、七三	九、三三	六・六
三十災	一、九六五	—	六〇〇	二、一九〇	—	100.0%
三十一災	一八、二九五	—	一、一五	一四、四四八	一八、六六	八八・六
計	—	—	一九、二四	七五九、八四〇	一九〇、八六一	七九・九

また、橋梁整備については、現在全体の六割程度は木橋であつて、このうち、四割は老朽化して交通不能、荷重制限を行つている実情であるので、これが整備については格段の努力を要する。

二 道路橋梁改修事業費八千万円に対し、実施額は、改良費二千七百余万円、維持補修費三千八百余万円、計六千六百余万円で、このほか、単県災害復旧事業費で一、千六百余万円施行しているので、概ね当初計画とおり執行されているが、なお且つ道路、橋梁の現況からして予算の増額こうり、よと更に補修計画の樹立、機械力の活用、並びに道路手に対する補修技術の向上、道路愛護団体、道路修理協会等の協力を得て、一層の創意工夫と経費の効率的執行に留意すべきである。

なお、道路愛護団体に対する従来からの交付金は、三十三年度から貸金をもつて支払つてはいるが、この手続方法等につき地元からの不満の声もあり、事務処理にも適切を欠ぐ面があるので、現行交付方法の改善につき検討すべきである。

三 土木公共施設整備に対する関係地元市町村の負担金賦課時期につき検討を要し、更に事業実施に伴う地元財政負担につき充分事前協議し、負担金の未収が生じないよう配慮すべきである。

なお、現行の県と市町村との負担率については更に検討を望む。

四 本年度予算繰越措置した道路改良及び橋梁架換事業のうちには、三十一年度分未完了事業が含まれてはいるので、早期完工を図るべきである。

また、工事契約、施行並びに出来形竣工検査等は、一層厳正を期すべきである。

なお、本年度施行工事のうち、道路法第二十四条を適用した地区があつたことは、行政上慎重を期すべきである。

五 道路橋梁台帳は、極めて信頼性が薄く、根本的方策を樹て完全なものとする要がある。また、鳥取市内におけるアンゲードの占用料につき、未解決のため滞納となつてはいるので、早期解決を図るべきである。

## 河 港 課

一 塩見川ほか六河川の改修計画に基く本年度末までの改修率は、計画に対し三五・六%で立ち遅れているので、改修予算の重点配分につき国に要請し、その財源措置とともに治水対策の促進を図る要がある。

二 港湾工事の適期施行につき更に配慮の要がある。また材料検収、中間検査並びに現場監督は、一層徹底を期すべきである。

三 河床堤防維持修繕費(単県)は一百七十余万円で、これが財源である水利使用料、河川生産物売払代等特定財源の増収にもかかわらず、予算額に対し二百余万円不執行とし、この不執行額を災害復旧費に振替えて施行しているが、県下各河川において、堤防護岸が部分的に破損している箇所多数見受けられるので、財産の適正措置と予算の効率的執行に配慮の要がある。

四 港湾工事用県有船舶のうち、久松丸、因伯丸(浚渫船)土運船は、何れも老朽化し、毎年相当額の修繕費

を要している。しかも、この船舶は工事期間申請負業者に貸与し、設計に計上した備船日数のみの船舶使用料を徴している。

また、米子丸(起重機船)三号台船は、第三港湾建設局に無償貸与し、これが維持修繕費は、該局で負担せしめている。このほか、数隻の土運船、台船は現在使用不能のままけい、前している実情につき、これらの県有船舶は早期整備を図つて維持管理の万全を期すべきである。

五 佐陀川改修工事費に対する二十九年、三十年地元負担金は、その後町村合併等により滞納となつてはいるが、関係市町村と話合つた結果、一部減額措置し三十三会計年度内に完納することに決定をみてはいるので、これが完納促進につき努力されたい。

## 砂 防 課

一 三十年度策定した砂防全体計画により、逐年、治水、治水対策を推進してきているが、他面事業費をみると、

二十八年度一億四千万円を頂点に漸次下降の一途をたどり、本年度は一億円を割る実状であつて、このような現況では今後の計画推進に大きく影響を及ぼすほか、本県の地勢、地質の現況からして憂慮に堪えない。国に対し強く要請するとともに、財源措置につき考慮し、事業の促進を図りたい。

また、砂防堰堤修繕費の財源措置についても検討の要がある。

二 砂防事業は予算の関係上施行箇所が継続的に施工されているが、特に施工箇所限定には最も慎重を要し、工事の全体計画のうち、最も経済効果大なる箇所を重点的に実施するよう特に留意検討されたい。

なお、砂防工事施工地は、概して山間避地であるため、監督指導の徹底と施工の万全を期されたい。

建築課

一 第二期公営住宅三ヶ年計画は、本年度をもつて完了しているが、その実施状況は左表のとおりで、第一期

計画に引続き市町村営分は極めて低調である。この要因は、市町村財政事情によるものと解せられるので、この自己財源緩和策として、国に対し起債の別枠措置につき強く要請し、住宅対策の促進を図る要がある。

公営住宅三ヶ年計画並びに実績

事業主体	計画戸数	同上	実施	国に対する実施率
県 営	九三	九三	八九	九五・六%
市町村営	二、五七四	六〇七	三七二	六一・二
計	二、六六五	七〇〇	四六一	七八・四

二 住宅公社による分譲住宅の建設状況は、三十年度一〇戸、本年度一一戸で、概ね計画どおり進んでいるが、現在指定団地は東部地区のみで、更加载中、西部地区に対しても事業の拡大と公社の運用資金の考慮につき検討されたい。

三 防火帯建設事業は、本年度造成延長五六米余(建築三戸)に止まり、全体計画に対しての進捗率は三三・二%で極めて不振である。更に建築関係者の啓蒙指導

と資金あつせん等につき努力されたい。

四 県営住宅の維持管理と貸付料徴収については、一層の努力を要する。貸付料徴収については、本年度専任職員一名を設けていたが、なお現年度未収二十四万余円と過年度未収が三十一万余円滞納となつていたので、早期整理の要がある。

五 県営建物の建築並びに営繕工事は、毎年一億円を越し、このほか、市町村等からの委託工事が数千万円に昇り、このうち、大部分が年度後半に集中するので、監督職員は数多くの工事箇所を所持し監督に徹底を期し難いものがある。関係部課をして財源の見透しを早期に樹て、委託時期を早めしめることに留意すべきである。

また、県営分に対する監督事務費は、工事委任とともに当課に支払委任しているが、この委任額が現行規定どおり励行されず、その運営に事欠ぐ状態であるので、関係部課は、所定の事務費正当額は厳に支払委任するよう特に留意を要する。